

調布市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の概要

1 地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年6月9日 公布）

(1) 法改正の概要

条例において、長等の地方公共団体に対する損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額を限定してそれ以上の額を免責する旨を定めることができる
施行 令和2年4月1日

(2) 法改正の背景

従前の法制度上、住民訴訟※の対象となる長や職員等の損害賠償責任については、軽過失の場合においても、損害の全額について責任を追及される可能性がある。

※自治体の首長等が公金の違法支出などで自治体に損害を与えた場合、監査請求を経たうえで、被害回復を求めて住民が提訴できる制度

住民訴訟については、不適正な事務処理の抑止効果がある一方で、

- 住民訴訟において、軽過失の場合にも、長や職員等が多額な責任を追及されることがある。
- 裁判官の補足意見において、高額の賠償責任を認める判決を踏まえ、長や職員等の心理的な負担により、柔軟な職務執行において萎縮が生じ、果敢な施策展開に支障が生じているといった指摘
- 国家賠償法上の公務員個人への求償要件（故意・重過失に限定）との均衡
- これまで、長や職員等の損害賠償責任を軽減する制度がないことから、自治体の債権を放棄する議決が行われてきた。

軽過失における損害賠償責任の追及の在り方を見直し

立法例として、会社法等における、役員等が軽微な過失である場合の損害賠償責任を軽減する仕組みを参考に、長や職員等 個人が負担する損害賠償額を軽減する措置を講じるもの。

2 調布市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(1) 制定する条例の概要

市長等の本市に対する損害賠償責任に基づく額から、基準給与年額に市長等の区分に応じて定める数を乗じて得た額を控除して得た額を免責する（※職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限る）。

※善意でかつ重大な過失がない

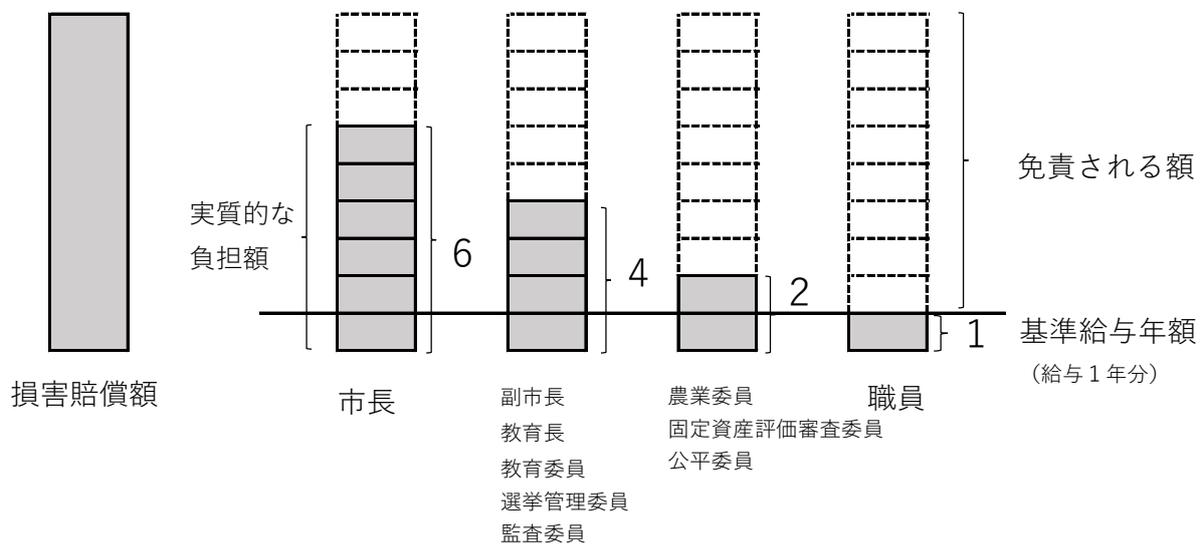
違法な支出等を行った職員が、違法な職務行為によって地方公共団体に損害を及ぼすことを認識しておらず、かつ、認識しなかったことについて著しい不注意がない場合

(2) 実質的な負担額（国の参酌基準（政令））※当該額を超える部分を免責

- 市長 ----- 基準給与年額※の6倍
- 副市長， ----- 基準給与年額の4倍
教育委員会の教育長及び委員， 選挙管理委員会の委員， 監査委員
- 公平委員会の委員， 農業委員会の委員及び
固定資産評価審査委員会の委員 ----- 基準給与年額の2倍
- 職員 ----- 基準給与年額の1倍

※ 基準給与年額 = 原因となった事実が生じた月の給料又は報酬 × 12か月 + 同年度の期末・勤勉手当 + 同月の各種手当（扶養手当，住居手当，通勤手当等は除く） × 12か月

【実質的な負担額のイメージ図】



【参考】他自治体の状況（R03.2.28時点）

制定済み（東京都，立川市，武蔵野市，三鷹市，狛江市，東久留米市）

制定予定（八王子市，府中市，昭島市，武蔵村山市，多摩市，稲城市）

検討中（青梅市，町田市，小平市，国分寺市，国立市，東大和市，羽村市）

制定予定なし（東村山市，福生市，清瀬市）

未回答 4市